

中日本高速道路株式会社 第15回定時株主総会

参考書類

日 時：令和2年6月23日（火） 午後1時開会

場 所：中日本高速道路株式会社 14階会議室

【議 題】

報告事項

1. 第15期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名の選任の件

第 15 期 報 告 書

2019 年 4 月 1 日から
2020 年 3 月 31 日まで

事業報告	P 1
計算書類	P 2 9
貸借対照表	
損益計算書	
株主資本等変動計算書	
個別注記表	
連結計算書類	P 4 1
連結貸借対照表	
連結損益計算書	
連結株主資本等変動計算書	
連結注記表	
会計監査人監査報告書謄本	P 5 2
監査役会監査報告書謄本	P 5 6

中日本高速道路株式会社

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、輸出や生産の持ち直しや、雇用・所得環境等の改善による緩やかな回復傾向が続き、個人消費や民間企業設備投資等国内需要が持ち直すなど、好循環が進展しておりました。しかしながら、2020年2月以降、新型コロナウイルス感染拡大による消費の落ち込みや株価の下落などが発生しており、景気動向の先行きについては厳しい状況が続くと見込まれております。

一方、高速道路ネットワークの早期整備や、計画的な老朽化対策の推進、災害に対する強靱性・対応力の強化、地域振興の核となるサービスエリアの展開等、当社グループが果たすべき社会的使命は、一層重くなっています。

このような中、当社グループは、少子高齢化や人口減少、社会インフラの老朽化、ICT (Information and Communication Technology: 情報通信技術) の高度化等、今後の社会環境の大きな変化を見据え、民営化 20 年に向けて進むべき方向性を示した「経営計画チャレンジ V (ファイブ) 2016-2020」の4年目を迎え、4つの経営方針「高速道路の安全性向上と機能強化の不断の取組み」、「安全・快適を高める技術開発の推進」、「社会・経済の変化も見据えた地域活性化への貢献」、「社会の要請に応え続けるための経営基盤の強化」に基づく取組みを着実に進めています。さらに、これらの経営方針を実現するため、2019年12月には、高速道路の安全性、信頼性や使いやすさを向上する具体施策を定めた「高速道路における安全・安心実施計画」を策定いたしました。

高速道路の安全性向上については、2012年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故を受けて策定した「安全性向上3カ年計画」の成果を踏まえた「安全性向上への5つの取組み方針」に基づき、当社グループ一体となって「安全を最優先とする企業文化の醸成」、「道路構造物の経年劣化や潜在的リスクに対応した業務プロセスの継続的改善」、「安全活動の推進」、「安全を支える人財の育成」、「安全性向上に向けた着実かつ効率的な事業の推進」に取り組んでいます。

技術開発については、高速道路の安全性向上と機能強化の取組みをさらに高度化・効率化していくため、点検の高度化、老朽化した高速道路を健全にするための技術や、路上作業における安全性向上につながる技術開発及び ICT や AI (Artificial Intelligence: 人工知能) の導入にグループ一体となって取り組んでまいりました。また、車の自動運転の実現と普及に向け、道路と車の通信により交通規制や落下物などの道路情報をより早くより正確に提供する新たな ITS (Intelligent Transport Systems: 高度道路交通システム) の開発に官民協働で取り組むとともに、運転制御、操作支援技術の開発や、維持管理車両の自動運転化の研究開発を進めています。

地域の活性化や課題解決への貢献については、高速道路の利用増を地域の観光消費に直結させるドライブプラン(高速道路周遊パスと観光施設の利用券などをセットにした旅行商品)の販売などの地域観光振興、複合商業施設の運営や農地所有適格法人の設立による耕作放棄地を活用した農業事業の展開などの地域活性化、災害時の協力体制の構築や地域見守り活動への参画などの地域防災等に取り組んでまいりました。また、訪日外国人旅行者に安心して便利に高速道路をご利用いただけるよう、案内表示の多言語化や、標識に路線番号を用いて案内するナンバリングなどの整備を進めています。

経営基盤の強化については、業務プロセスの見直しや業務システムの構築、改修による業務効率化や、自律的に考え行動する人財の育成等を通して、グループ全体の生産性向上に取り組んでいます。

引き続き、お客さまに安心して高速道路をご利用いただけるよう、4つの経営方針に基づく取り組みを着実に実施していくとともに、中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故を決して忘れることなく、ご遺族の皆さまや被害に遭われた皆さまに真摯に対応してまいります。

当期における当社グループの業績は、営業収益が 1,031,407 百万円(前期比 29.1%減)、営業利益が 14,345 百万円(前期比 4.0%減)、経常利益が 16,323 百万円(前期比 1.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益が 11,167 百万円(前期比 10.6%増)となりました。

次に、当社の個別の業績は、営業収益が 1,006,483 百万円(前期比 29.6%減)、営業利益が 9,497 百万円(前期比 3.4%増)となりました。このうち、高速道路事業営業利益は 7,994 百万円、関連事業営業利益は 1,503 百万円となりました。また、経常利益が 11,557 百万円(前期比 3.9%増)、当期純利益が 8,490 百万円(前期比 14.9%増)となりました。

営業収益の減少は、前連結会計年度に新名神高速道路新四日市ジャンクション～亀山西ジャンクション間の開通に伴い道路資産完成高を計上したことの反動によるものです。なお、道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第7号。以下「特措法」という。)第 51 条第2項から第4項までの規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「高速道路機構」という。)に帰属する道路資産は、道路資産完成原価と同額を道路資産完成高として計上するため、損益に影響しません。

なお、当連結会計年度における通行料金収入は 689,778 百万円(前期比 0.5%減)でした。

事業別の状況は、次のとおりです。

(建設事業)

当連結会計年度においては、2019 年 12 月 14 日に東海環状自動車道大野神戸インターチェンジ～大垣西インターチェンジ間8km、2020 年3月7日に新東名高速道路伊勢原ジャンクション～伊勢原大山インターチェンジ間2km、同年3月 20 日に東海環状自動車道関広見インターチェンジ～山県インターチェンジ間9km を、それぞれ開通させ、2019 年 12 月 21 日には新名神高速道路亀山西ジャンクション(名古屋・伊勢ランプウェイ)を完成させました。

また、新東名高速道路伊勢原大山インターチェンジ～御殿場ジャンクション間、東京外かく環状道路中央ジャンクション(仮称)～東名ジャンクション(仮称)間、名古屋第二環状自動車道名古屋西ジャンクション～飛島ジャンクション(仮称)間、東海環状自動車道山県インターチェンジ～大野神戸インターチェンジ間及び養老インターチェンジ～大安インターチェンジ間の新設事業並びに新東名高速道路御殿場ジャンクション～浜松いなさジャンクション間及び新名神高速道路亀山西ジャンクション～甲賀土山インターチェンジ間の6車線化事業について、着実に推進しました。

お客さまの利便性の向上と地域の活性化のため、3箇所のスマートインターチェンジ(東名高速道路日本平久能山スマートインターチェンジ(静岡市)、同駒門スマートインターチェンジ(静岡県御殿場市)及び東海環状自動車道岐阜三輪スマートインターチェンジ(岐阜県岐阜市))を開通させました。

(保全・サービス事業)

保全・サービス事業では、安全を最優先に、信頼性の高い高速道路ネットワークとお客さまに満足いただけるサービスを24時間365日提供するため、高速道路の点検と、維持・補修・修繕を行いました。

道路構造物等の点検に関しては、日々の高速道路の巡回による点検を行なっているほか、橋梁やトンネルについては、2014年度に改正された道路法施行令を踏まえた「保全点検要領(構造物編)」に則り、5年に1度、近接目視等による詳細点検を行っています。また、変状が確認された構造物は、計画的に補修を進めています。

高速道路ネットワークを健全な状態で次世代に引き継ぐため、高速道路リニューアルプロジェクトにおいて、構造物を最新の技術で再施工又は補修・補強し、建設当初と同等以上の性能・機能へ回復させることによって、高速道路ネットワークの機能を長く健全に保つよう取り組んでいます。

2016年4月に発生した熊本地震における橋梁の被災状況を踏まえ、緊急輸送道路としての機能を速やかに回復し、お客さまに安心してご利用いただけるよう、橋梁の耐震補強を進めています。

道路構造物の劣化に多大な影響を与え、重大な交通事故に繋がるおそれのある重量超過等の車両制限令に違反する車両に対して、取締りを強化し、悪質な違反者に対する刑事告発、大口多頻度割引停止措置等の強化、自動計測装置の整備による常時取締りの実施等、違反車両の撲滅に取り組みました。

交通事故対策として、暫定2車線区間における正面衝突事故防止のため、これまでのラバーポールに代えて一部区間で設置したワイヤーロープについて、検証結果を踏まえ、土工区間への本格整備を進めています。

また、逆走事故ゼロを実現するため、民間から公募した技術等の現地展開を進めるとともに、交通安全啓発にも取り組みました。

渋滞対策として、東名高速道路大和トンネル付近、中央自動車道小仏トンネル付近及び同相模湖バスストップ付近に、暫定2車線区間の機能強化として、東海北陸自動車道五箇山インターチェンジ～小矢部砺波ジャンクション、同白川郷インターチェンジ～五箇山インターチェンジ及び東海

環状自動車道美濃加茂インターチェンジ～土岐ジャンクションにおける付加車線の設置を着実に推進しました。

また、休憩施設における駐車場の混雑対策として、2019年4月12日に東名高速道路豊橋パーキングエリア(下り線)を整備するなど、駐車マスの拡充や混雑情報提供の充実にも取り組みました。

大規模災害時の対応力強化については、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」などに則り、高速道路ネットワークを活用した迅速な緊急輸送ルートを確保するため、参集拠点等に大規模災害時に備えた資機材の備蓄を行っています。また、防災訓練やお客さまの安全確保を目的に避難誘導訓練を実施し、訓練により顕在化した課題への対応、関係機関との連携強化等に努めています。

大雪等荒天時の通行確保として、大雪による通行止めを回避するため、除雪体制の強化、立ち往生車両を早期に発見するための監視カメラの増設、救援車両の配備、大雪事前広報や関係機関との連携強化に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症への対応として、お客さまの感染防止対策として、休憩施設等への感染予防備品の配備を行いました。

さらに、人口減少、社会インフラの老朽化の進行など、社会環境の劇的な変化に対応するため、IoT やビッグデータ、人工知能(AI)等の次世代技術を活用した革新的な高速道路の保全マネジメント「アイムーブメント(i-MOVEMENT)」を2019年6月に発表しました。このi-MOVEMENTの実現に向け、オープンイノベーションを推進する「イノベーション交流会」を設立し、3つの重点テーマに沿って、道路事業者、国内メーカーなど80を超える企業・団体が参加して活動しています。そのうち「移動体監視による路面状況等把握の効率化」と「変状データ分析・維持修繕計画策定の高度化」において、それぞれ提案された技術に関する高速道路の保全マネジメントへの適用性の実証試験を開始しました。

(関連事業)

関連事業では、サービスエリア事業及びその他の関連事業として地域開発事業、観光振興事業、カードサービス事業、海外事業、技術外販事業等に取り組んでいます。

<サービスエリア事業>

サービスエリア事業では、NEOPASA(ネオパーサ)、EXPASA(エクスペーサ)をはじめとするサービスエリア、パーキングエリアを181箇所で開催しており、地域の特色を活かした店舗づくり、魅力ある商品の販売、地元と連携した取組み等、特徴と魅力あるサービスエリアづくりを展開しました。

東名高速道路浜名湖サービスエリアは、「EXPASA 浜名湖」として2019年12月にグランドオープンしました。コンビニを新設し、フードコートの座席数を大幅に増やすことで利便性を向上させるとともに、浜名湖産うなぎを使用した鰻重や、浜松餃子など、地元の食が楽しめるメニューを充実させました。

東名高速道路海老名サービスエリア(下り線)は、第一期リニューアルオープンとして、フードコートの一部改良と併せて、商業施設を増築し、ショッピングコーナーやカフェ、スイーツコーナーを新設しました。2020年度には「EXPASA 海老名(下り線)」としてグランドオープンする予定です。

また、外国からのお客さまに対するサービスの更なる充実を図るため、各種案内表示の多言語化や海外発行カードに対応したATMの設置等を行いました。

このほか、商業施設において、地元農産物の販売、地域食材を使用した地産地消メニューの充実、産学連携による新商品の開発・販売を行い、また、近隣住民の方々が一般道からサービスエリアを利用できる「ぷらっとパーク」を整備して地域住民参加型のイベントや発表会の場として活用してもらおう等、地域活性化や地域社会との連携強化に取り組みました。

また、当社が持つサービスエリアづくりのノウハウを活かし、日本の高速道路会社として、初めて、台湾のフォルモサ高速公路にある清水^{チンスイ}サービスエリアの運営に参入しました。参入にあたり、当社の子会社である中日本エクシス株式会社は、2019年10月に台湾に現地法人「艾客思^{アイクスイ}国際^{スーゴクサイコフン}股份^{ユウゲンヨウシ}有限公司」を設立しています。

<その他の関連事業>

地域開発事業では、東海環状自動車道土岐南多治見インターチェンジの隣接地において営業している複合商業施設「テラスゲート土岐」で、お客さま感謝イベントやキャンペーン等を実施し誘客に努めました。

社宅跡地の活用では、横浜市で宅地分譲事業を行いました。また、浜松市、東京都町田市、三重県津市及び桑名市で現在、宅地分譲事業を行っています。

観光振興事業では、68の観光施設及び55の宿泊施設と連携し、高速道路と観光施設及び宿泊施設の利用券等をセットとしたドライブプランを販売しました。また、高速道路の建設現場や管理施設等のインフラ施設の見学を組んだ旅行ツアー商品を販売しました。

カードサービス事業では、イオンNEXCO中日本カードの会員数拡大に向けて利用促進キャンペーンを実施しました。

海外事業では、当社の関連会社である日本高速道路インターナショナル株式会社(以下「JEXWAY」という。)と共同で、アジア、欧米等の高速道路事業に係る現地調査や、事業参画に向けた関係機関との協議を行いました。

2017年度に参入したベトナム国の有料道路・フリーバイパス事業や、同国の建設会社と締結した戦略的パートナーシップ協定を起点として、新規高速道路整備に向けた共同検討や同国への技術移転を実施しました。また、2019年4月25日にフィリピン国メロパシフィック・トルウェイズとの技術協力覚書の締結を行い、今後の技術協力とフィリピン国における事業展開のための情報交換を開始しました。

このほか、当社の海外事業のさらなる発展及びインフラシステムの海外展開の推進のため、2019年8月に米国現地法人「NEXCO Highway Solutions of America Inc.」を、2019年10月にフィリピン国現地法人「NEXCO-CENTRAL Philippines Inc.」をそれぞれ設立し、事業を開始しまし

た。

コンサルティングサービスは、2018年度に引続き、タジキスタン国やザンビア国などにおいて3件の業務を実施するとともに、フィリピン国及びベトナム国において2件の新規業務を受注し、現地技術者の能力向上等に貢献しました。

また、海外からの視察団の受入れ等の積極的な国際交流を通じて、幅広い情報交換ネットワークの構築を進めるとともに、国が実施する海外協力事業への社員の派遣や、海外の道路関係会議における日本の高速道路技術の紹介など、国際貢献にも努めました。

国内の技術外販事業として、「ETC 多目的利用サービスの拡大」の実現に向けた検討を進め、ETC 技術の活用に関し、駐車場の料金決済やカーフェリーにおける乗船手続の検証実験等を実施しました。

また、東海旅客鉄道株式会社と締結した協定に基づき、中央新幹線(リニア)事業に係る用地取得の支援業務を行いました。

このほか、当社の関連会社である中日本ファームすずなり株式会社では、耕作放棄地の増加等の地域が抱える課題の解決及び地域活性化への貢献を目的に、浜松市内で野菜（レタス及び枝豆等）の栽培を行いました。

また、物流業界におけるトラックドライバーの労働環境改善を支援する取組みとして、新東名高速道路浜松サービスエリア(下り線)の敷地内で、中継物流拠点「コネクティア浜松」の運営及び利用促進活動を行いました。

(2) 設備投資等の状況

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結計算書類及び計算書類において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項から第4項までの規定に基づき、高速道路の工事完了時等においては高速道路機構に帰属することとなり、それ以降は当社の資産としては計上されないこととなります。

また、高速道路機構に帰属した道路資産は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、高速道路機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せて、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条の規定に基づく協定に基づき当社が高速道路機構から借り受けます。この高速道路機構から当社が借り受ける道路資産は、当社の資産としては計上されません。

当連結会計年度における設備投資総額は34,702百万円です。

なお、当連結会計年度に高速道路機構に帰属した道路資産の総額は、264,038百万円です。

【高速道路事業】

高速道路事業では、当連結会計年度に24,190百万円の設備投資を行いました。主要な設備投

資は次のとおりです。

- ・新東名高速道路伊勢原ジャンクション～伊勢原大山インターチェンジ間、東海環状自動車道大野神戸インターチェンジ～大垣西インターチェンジ間及び関広見インターチェンジ～山県インターチェンジ間の開通に伴う料金徴収施設の新築
- ・除雪車等(32台)の購入

【関連事業】

関連事業では、サービスエリア事業において、当連結会計年度に2,742百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は次のとおりです。

- ・東名高速道路海老名サービスエリア(下り線)及び浜名湖サービスエリアのリニューアル等

(3) 資金調達状況

当連結会計年度の道路建設事業資金等に充てるため、次のとおり、総額 569,603 百万円の社債を発行するとともに、金融機関から総額 30,000 百万円の借入れを行い、総額 599,603 百万円を調達しました。

種別	発行日 (借入日)	発行額 (借入額)
社債		
中日本高速道路株式会社第2回ユーロ建て社債(5年債)	2019年4月25日	25,237百万円
中日本高速道路株式会社第78回社債(5年債)	2019年5月29日	80,000百万円
中日本高速道路株式会社第1回人民元建て社債(5年債)	2019年8月5日	3,144百万円
NEXCO 中日本第1回米ドル建て短期社債(1年債)	2019年8月13日	10,863百万円
NEXCO 中日本第1回ユーロ建て短期社債(1年債)	2019年8月13日	35,583百万円
中日本高速道路株式会社第1回ニュージーランドドル建て社債(5年債)	2019年8月15日	3,578百万円
中日本高速道路株式会社第13回米ドル建て社債(5年債)	2019年8月15日	5,456百万円
中日本高速道路株式会社第79回社債(5年債)	2019年8月19日	88,000百万円
中日本高速道路株式会社第4回豪ドル建て社債(5年債)	2019年9月26日	25,833百万円
NEXCO 中日本第2回ユーロ建て短期社債(1年債)	2019年10月29日	35,853百万円
中日本高速道路株式会社第14回米ドル建て社債(5年債)	2019年10月30日	10,870百万円
中日本高速道路株式会社第80回社債(5年債)	2019年10月30日	55,000百万円
中日本高速道路株式会社第81回社債(5年債)	2020年1月28日	100,000百万円
中日本高速道路株式会社第82回社債(3年債)	2020年3月18日	80,000百万円
NEXCO 中日本第2回米ドル建て短期社債(1年債)	2020年3月24日	10,185百万円
社債計		569,603百万円
長期借入金		
長期借入金(4年) 株式会社三菱UFJ銀行他	2020年3月30日	30,000百万円
長期借入金計		30,000百万円
合計		599,603百万円

(注) 1. 高速道路機構から2,148百万円の無利子借入れを行いました。

2. 発行額は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、民営化 10 年の節目と「安全性向上3カ年計画」の完了を機に、少子高齢化や人口減少、社会インフラの老朽化、ICT の高度化等、今後の社会環境の大きな変化を見据え、次の 10 年、民営化 20 年に向けて、当社グループが進むべき方向性を社内外に明確に示した「経営計画チャレンジ V(ファイブ) 2016-2020」の4年目となる 2019 年度も、着実に業務に取り組んでまいりました。現経営計画の最終年度である 2020 年度目標の達成に向け、残された期間における課題に対応するため、引き続き次の4点を経営方針としたうえで、更なる高みをめざして挑戦し続けていきます。なお、新型コロナウイルス感染拡大が当社の経営にもたらす影響は非常に大きいものと考えられるため、引き続き状況を注視し、必要な対策を行ってまいります。

I 高速道路の安全性向上と機能強化の不断の取組み

お客さまに安全な高速道路を提供し続けることこそ、最大の使命であるとの強い決意のもと、次の「5つの取組み方針」に基づき、安全性向上の取組みを持続的に進めます。

- ・ 安全を最優先とする企業文化の醸成
- ・ 道路構造物の経年劣化や潜在的リスクに対応した業務プロセスの継続的改善
- ・ 安全活動の推進
- ・ 安全を支える人財の育成
- ・ 安全性向上に向けた着実かつ効率的な事業の推進

加えて、高速道路ネットワークの整備、老朽化が進む高速道路のリニューアルプロジェクト、熊本地震における橋梁の被災状況を踏まえた耐震補強対策、逆走防止対策や暫定2車線区間の正面衝突防止対策の実施等により、お客さまが安心して高速道路をご利用いただくための安全性向上と機能強化の取組みを一体的かつ計画的に推進します。

II 安全・快適を高める技術開発の推進

技術戦略のもと、安全を最優先に、技術者の不足、道路構造物の老朽化等の課題や自動運転技術等の新たな技術革新に的確に対応し、安心・快適な道路空間の創造、地域の活性化と暮らしの向上、世界の持続可能な発展に貢献する新たな技術や工法の研究開発を推進します。

具体的には、点検困難箇所の点検手法や点検・診断を補完する技術、ライフサイクルコストの低減、品質確保、工程短縮等につながる高速道路リニューアルプロジェクトに資する技術を構築します。また、交通安全対策の推進、交通渋滞の緩和のため、ICT を活用するとともに、車の自動運転を支援する道路インフラ技術を構築します。

III 社会・経済の変化も見据えた地域活性化への貢献

高速道路ネットワークの機能をより高めていくことで地域間の交流や連携を促進し、多様性を活かした魅力ある地域づくりに地域の皆さまとともに取り組むことで、地域が抱える課題の解決と地域活性化に貢献していきます。

また、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向け、高速道路上の案内表示の多言語化や高速道路ナンバリングによる道案内の推進等、訪日外国人旅行者の受入環境の整備を推進します。

IV 社会の要請に応え続けるための経営基盤の強化

当社グループは、安全を最優先に、強い現場力と高いコンプライアンス意識、当事者意識を有する人財の育成を通じて、社会の信頼に応え続ける使命感と重要な社会インフラを担う矜持を醸成します。

また、事業を通じた質の高いサービスの提供により、ステークホルダーの皆さまのご期待に応え続けるために、生産性向上の取組みを展開し、グループの全体最適化を具体化します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループ(企業集団)の財産及び損益の状況

区分 \ 期別	2016年度 第12期	2017年度 第13期	2018年度 第14期	2019年度 第15期 (当連結会計年度)
営業収益	907,595 百万円	972,076 百万円	1,455,242 百万円	1,031,407 百万円
経常利益	7,849 百万円	8,593 百万円	16,621 百万円	16,323 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	11,224 百万円	19,813 百万円	10,102 百万円	11,167 百万円
1株当たり当期純利益	86 円 34 銭	152 円 41 銭	77 円 70 銭	85 円 90 銭
総資産	1,418,351 百万円	1,532,372 百万円	1,337,198 百万円	1,633,772 百万円

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を2018年度(第14期)の期首から適用しており、2017年度(第13期)に係る財産及び損益の状況の推移については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分 \ 期別	2016年度 第12期	2017年度 第13期	2018年度 第14期	2019年度 第15期 (当事業年度)
営業収益	883,915 百万円	948,733 百万円	1,430,266 百万円	1,006,483 百万円
経常利益	1,865 百万円	7,056 百万円	11,124 百万円	11,557 百万円
当期純利益	7,670 百万円	21,018 百万円	7,392 百万円	8,490 百万円
1株当たり当期純利益	59 円 00 銭	161 円 67 銭	56 円 86 銭	65 円 31 銭
総資産	1,391,462 百万円	1,506,396 百万円	1,308,075 百万円	1,600,395 百万円

(注) 「東京湾横断道路事業会計規則及び高速道路事業等会計規則』の一部改正」(国土交通省令第6号 令和元年5月22日)を2018年度(第14期)の期首から適用しており、2017年度(第13期)に係る財産及び損益の状況の推移については、当該会計規則を遡って適用した後の指標となっております。

(6) 重要な子会社等の状況 (2020年3月31日現在)

1) 重要な子会社の状況

番号	名称	資本金	議決権 比率	主要な事業内容
①	中日本エクシス株式会社	45 百万円	100%	サービスエリア・パーキングエリア 内商業施設の管理・運營業務
②	中日本エクストール横浜株式会社	100 百万円	100%	高速道路の料金收受業務
③	中日本エクストール名古屋株式会 社	100 百万円	100%	高速道路の料金收受業務
④	中日本ハイウェイ・パトロール東京 株式会社	50 百万円	100%	高速道路の交通管理業務
⑤	中日本ハイウェイ・パトロール名古 屋株式会社	50 百万円	100%	高速道路の交通管理業務
⑥	中日本ハイウェイ・エンジニアリング 東京株式会社	90 百万円	100%	高速道路の保全点検業務
⑦	中日本ハイウェイ・エンジニアリング 名古屋株式会社	90 百万円	100%	高速道路の保全点検業務
⑧	中日本ハイウェイ・メンテナンス東 名株式会社	30 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑨	中日本ハイウェイ・メンテナンス中 央株式会社	50 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑩	中日本ハイウェイ・メンテナンス名 古屋株式会社	45 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑪	中日本ハイウェイ・メンテナンス北 陸株式会社	50 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑫	NEXCO 中日本サービス株式会社	75 百万円	100%	サービスエリア・コンシェルジュ業 務、人材サービス、不動産事業等
⑬	中日本高速技術マーケティング株 式会社	30 百万円	100%	商品販売・開発及びコンサルティング 業務
⑭	合同会社 NEXCO 中日本インベス トメント	10 百万円	100%	不動産事業、国内外のインフラ事 業等の投資事業
⑮	NEXCO Highway Solutions of America Inc.	1,800 千 米ドル	100%	高速道路の調査、コンサルティング 業務及び技術外販事業
⑯	NEXCO-CENTRAL Philippines Inc.	50 百万 フィリピンペソ	100%	コンサルティング業務等

⑰	中日本ハイウェイ・リテール横浜株式会社	35 百万円	100% (100%)	パーキングエリアの売店運営業務
⑱	中日本ハイウェイ・リテール名古屋株式会社	20 百万円	100% (100%)	パーキングエリアの売店運営業務
⑲	中日本ハイウェイ・アドバンス株式会社	30 百万円	100% (100%)	高速道路の自動販売機事業、飲食事業等
㉓	艾客思國際股份有限公司	15 百万 台湾ドル	100% (100%)	高速道路商業施設等の開発、管理及び運営
㉒	中日本ロード・メンテナンス東京株式会社	62 百万円	100% (100%)	高速道路の維持修繕業務
㉑	中日本ロード・メンテナンス東海株式会社	30 百万円	100% (100%)	高速道路の維持修繕業務
㉔	中日本ロード・メンテナンス中部株式会社	45 百万円	100% (100%)	高速道路の維持修繕業務
㉕	中日本ロード・メンテナンス金沢株式会社	75 百万円	100% (100%)	高速道路の維持修繕業務
㉖	中日本高速オートサービス株式会社	20 百万円	100% (100%)	高速道路の維持管理車両の車両管理業務
㉗	NEXCO 中日本開発株式会社	90 百万円	100% (100%)	商業施設等の開発、管理及び運営業務
㉘	箱根ターンパイク株式会社	37 百万円	100% (100%)	自動車道事業の経営、管理及び運営業務

(注) 1. 議決権比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

2. 議決権比率の()内は間接所有割合で内数です。

2) 重要な関連会社の状況

番号	名称	資本金	議決権 比率	主要な事業内容
①	北陸高速道路ターミナル株式会社	100 百万円	27.6% (3.2%)	トラックターミナルの管理、運營業務
②	中日本ファームすずなり株式会社	35 百万円	39.0%	農産物の生産・加工・販売等
③	株式会社 NEXCO システムズ	50 百万円	33.3%	料金、経理、人事、給与等基幹システムの運用管理業務
④	株式会社高速道路総合技術研究所	45 百万円	33.3%	高速道路技術に関する調査、研究及び開発業務
⑤	株式会社 NEXCO 保険サービス	15 百万円	33.3%	損害保険代理業、生命保険募集業等
⑥	ハイウェイ・トール・システム株式会社	75 百万円	30.0% [9.7%]	料金收受機械保守業務
⑦	日本高速道路インターナショナル株式会社	49 百万円	28.6%	海外の高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理に関する業務
⑧	中日本施設管理株式会社	30 百万円	20.0% (20.0%)	高速道路の付帯設備に関する保全点検業務
⑨	株式会社デーロス・ジャパン	99 百万円	30.3% (30.3%)	道路構造物の調査・診断及び補修・補強事業

(注) 1. 資本金及び議決権比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

2. 議決権比率の()内は間接所有割合で内数であり、議決権比率の[]内は緊密な者又は同意している者の所有割合で外数です。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、1都11県の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理及びこれらに関連する事業を行っています。

【高速道路事業】

新東名高速道路をはじめとする5道路132kmの建設を行う建設事業、東名高速道路をはじめとする営業中の23道路2,132kmの改築、維持、修繕その他の管理並びに東名高速道路をはじめとする計11道路302kmの大規模更新及び大規模修繕を行う保全・サービス事業を行っています。

【関連事業】

サービスエリア事業及びその他の関連事業として地域開発事業、観光振興事業、カードサービス事業、海外事業、技術外販事業等を行っています。

(8) 主要な営業所(2020年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社(名古屋市)

支社等

東京支社(東京都港区)

名古屋支社(名古屋市)

八王子支社(東京都八王子市)

金沢支社(石川県金沢市)

工事事務所9箇所、保全・サービスセンター24箇所

ベトナム事務所

② 重要な子会社の本店所在地

中日本エクシス株式会社(名古屋市)

中日本エクストール横浜株式会社(横浜市)

中日本エクストール名古屋株式会社(名古屋市)

中日本ハイウェイ・パトロール東京株式会社(東京都新宿区)

中日本ハイウェイ・パトロール名古屋株式会社(名古屋市)

中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京株式会社(東京都新宿区)

中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社(名古屋市)

中日本ハイウェイ・メンテナンス東名株式会社(横浜市)

中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社(東京都八王子市)

中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社(名古屋市)

中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸株式会社(石川県金沢市)

NEXCO中日本サービス株式会社(名古屋市)

中日本高速技術マーケティング株式会社(名古屋市)

合同会社NEXCO中日本インベストメント(名古屋市)

NEXCO Highway Solutions of America Inc.(米国テキサス州)

NEXCO-CENTRAL Philippines Inc.(フィリピン国マカティ市)

中日本ハイウェイ・リテール横浜株式会社(横浜市)

中日本ハイウェイ・リテール名古屋株式会社(名古屋市)

中日本ハイウェイ・アドバンス株式会社(横浜市)

艾客思國際股份有限公司(台湾台北市)

中日本ロード・メンテナンス東京株式会社(東京都町田市)

中日本ロード・メンテナンス東海株式会社(名古屋市)

中日本ロード・メンテナンス中部株式会社(名古屋市)
 中日本ロード・メンテナンス金沢株式会社(石川県金沢市)
 中日本高速オートサービス株式会社(愛知県稲沢市)
 NEXCO中日本開発株式会社(名古屋市)
 箱根ターンパイク株式会社(神奈川県小田原市)

(9) 従業員の状況(2020年3月31日現在)

① 当社グループ(企業集団)の使用人の状況

事業の種類別	従業員数
高速道路事業	9,754(1,667)名
サービスエリア事業	525(1,020)名
その他(関連)事業	123(73)名
全社(共通)	358(-)名
合 計	10,760(2,760)名

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は、当事業年度の平均人員を()内に外数で記載しています。

② 当社の使用人の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
2,189名	41.4歳	17.9年

(注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。

2. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を通算した年数を示しています。

(10) 主要な借入先及び借入額(2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	17,420 百万円
株式会社みずほ銀行	16,555 百万円
株式会社三井住友銀行	16,010 百万円
信金中央金庫	11,220 百万円
農林中央金庫	11,220 百万円

(注) 借入金残高は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況(2020年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 520,000,000 株
- ②発行済株式の総数 130,000,000 株
- ③株主数 1名
- ④大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
財務大臣	130,000,000 株	100.00%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

特に記載すべき事項はありません。

4.会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
茶村 俊一	取締役会長	J.フロントリテイリング株式会社 相談役 中部日本放送株式会社 社外 取締役 株式会社中京銀行 社外監査 役
宮池 克人	代表取締役社長 兼最高経営責任者(CEO)兼グループ CEO 兼最高執行責任者(COO)兼グループ COO 監査部担当	中部電力株式会社 特別囑託
増田 優一	代表取締役 副社長執行役員 総務本部長 兼倫理・法令遵守担当(CCO) 兼グループ CCO	
藤井 元生	取締役 常務執行役員 技術・建設本部長	
源島 良一	取締役 常務執行役員 保全企画本部長	
布目 弘司	取締役 常務執行役員 関連事業本部長	
近藤 清久	取締役 常務執行役員 経営企画本部長 兼情報セキュリティ統括担当(CISO) 兼グループ CISO	
小山 徹	常勤監査役	
寺田 雅史	常勤監査役	
白石 真澄	監査役	関西大学政策創造学部 教授 旭化成株式会社 社外取締役 新関西国際空港株式会社 社 外監査役 菱洋エレクトロ株式会社 社外 取締役
山口 千秋	監査役	イビデン株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役茶村俊一氏は、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第2条第 15 号に定める社外取締役です。
2. 常勤監査役寺田雅史氏、監査役白石真澄氏及び監査役山口千秋氏は、会社法第2条第 16 号に定める社外監査役です。
3. 2019 年6月 24 日の第 14 回定時株主総会の終結の時をもって、取締役奥脇郁夫氏は、辞任により退任しました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計	
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額
定款又は株主総会 決議に基づく報酬	7名	116,124,000 円	4名	43,872,000 円	11名	159,996,000 円

- (注) 1. 創立総会決議による報酬限度額は次のとおりです。
- 取締役 年額 200 百万円以内 (2005 年9月 28 日創立総会決議)
- 監査役 年額 70 百万円以内 (2005 年9月 28 日創立総会決議)
2. 上記支給額のほか、役員退職慰労金として、2,872,164 円を支給しております。
3. 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金 12,692,649 円(取締役6名 9,112,689 円、監査役4名 3,579,960 円)を計上しています。
4. 取締役の報酬支給人員には、当期中に退任した取締役1名が含まれています。

(3) 社外役員に関する事項

①各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	茶 村 俊 一	当事業年度に開催の取締役会 15 回の全てに出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
社外監査役	寺 田 雅 史	当事業年度に開催の取締役会 15 回の全てに、また、監査役会 14 回の全てに出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
社外監査役	白 石 真 澄	当事業年度に開催の取締役会 15 回のうち 13 回に、また、監査役会 14 回のうち 12 回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
社外監査役	山 口 千 秋	当事業年度に開催の取締役会 15 回の全てに、また、監査役会 14 回の全てに出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。

②社外役員の報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計	
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額
定款又は株主総会決議に基づく報酬	一名	一円	3名	26,736,000 円	3名	26,736,000 円

(注) 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金 2,181,660 円を計上しています。

(4) 責任限定契約の内容の概要

区分	氏名	概要
取締役	茶 村 俊 一	当社と会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としています。
監査役	小 山 徹	
監査役	寺 田 雅 史	
監査役	白 石 真 澄	
監査役	山 口 千 秋	

5.会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①報酬等の額	70,500 千円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	137,894 千円

(注) 1. 監査役会は、総務本部経理部及び会計監査人からの報告内容等を基に、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬の見積りの算出根拠等について検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 2 項の同意を致しました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めています。

3. 当社は、会計監査人に対し、公認会計士法(昭和 23 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項の業務以外の業務である、社債発行に係るコンフォートレター作成業務等についての対価を支払っています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。また、会社法等の法令違反のほか、会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等から適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会付議議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

6.業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」として取締役会で決議した事項は、次のとおりです。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役をはじめ、すべての役員及び社員一人ひとりが高い理念と規範に基づき行動するこ

とを認識し、さまざまな局面で実践すべき指針として「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を定めるとともに、倫理・法令遵守担当役員(CCO)を置き、当社のコンプライアンス推進を統括します。

また、外部有識者を主体とする人事・倫理委員会を設置し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の問題について審議します。

取締役会規程に基づき、取締役会を定期に開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役は、定期的に業務執行状況の報告を行います。

入札契約手続きについては、その透明性・公正性を高めるために、道路工事等の入札契約機関である支社毎に、外部有識者からなる入札監視委員会を設置します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書の管理に関する規則を制定の上、文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、保存します。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務部において永年保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、同規則に基づいて適正に保存・管理します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全を最優先に、安心・快適な高速道路の提供を使命とする道路事業者として、災害・事故をはじめ、国民的被害のおそれのある重大事象などのクライシス・リスクに対する危機管理体制を強化するため、危機管理を専門的に統括する職を置き、有事の際の迅速かつ的確な対処を行うための体制・要領等を整備するとともに、高速道路の安全性を向上させるため、本社に社内の安全を横断的に担当する組織を設置し、安全性向上に資する計画の策定、実行、評価及び改善のサイクルを着実に実行する体制を整備します。

また、環境、コンプライアンス、情報セキュリティ、財務等に係るその他のリスクについても、全執行役員を委員とするリスクマネジメント委員会及び組織単位のリスクマネジメント部会を設置し、リスクを組織的に管理し、損失などの回避または低減を図る体制を整備します。なお、情報セキュリティについては、「NEXCO 中日本 CSIRT(Computer Security Incident Response Team)」体制を確立するとともに、情報セキュリティ統括担当役員(CISO)を設置し、情報管理体制を強化しています。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定期に開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督します。併せて、執行役員制の導入により、意思決定・監督機能と執行機能を分離し、取締役のチェック機能を強化します。

また、取締役会の機能強化と経営効率の向上のため、執行役員等をメンバーとする経営会

議を定期に開催して重要な事項について審議するとともに、職務の執行に関する権限と責任を明確にするための規程を制定します。

高速道路事業については、現場が当事者意識を持って自律的な事業執行を行うことを目的に、事業執行の主体である支社と、それを支援する本社の所掌事務を明確に区分し、適確な業務の執行の体制を整備します。

また、グループ全体で企業ビジョンや経営方針などを共有するため、中期経営計画を策定し、社会・経済情勢等に応じ、臨機に見直しを行うとともに、経営管理システムを用いて業績管理を行います。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令、定款及び社会規範を遵守するために、倫理行動規範をはじめとするコンプライアンスに関する規程等を制定します。併せて、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、各部門が進めるコンプライアンスの取組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、社内研修等の実施により、継続的な啓発・支援等を行います。

また、コンプライアンスに関する通報・相談を通じて法令や社内規程等の遵守、不祥事の未然防止などを図るため、社内相談窓口として「コンプラホットライン」、社外相談窓口として「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えます。

⑥当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての企業価値の最大化を図る観点から、グループ経営の基本方針を示すとともに、各子会社の自主性を尊重しつつ、経営管理・業績評価を実施します。

当社グループ全体の執行方針の討議・共有のため、取締役、執行役員、子会社の社長等をメンバーとするグループ全体会議を定期に開催します。各子会社は、全体会議の開催に先立ち、業務の執行状況等について当社に報告します。

当社は、グループ会社管理規程に基づき、子会社の自律的な経営を促しつつ子会社の経営上重要な事項については、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、リスクマネジメント規程に基づくリスクマネジメントシステムの運用などにより、グループ全体のガバナンスを強化します。

各子会社は、職務の執行に関する権限と責任を明確にするための規程を制定することなどにより、それぞれ職務を効率的に執行します。

また、子会社においても「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を適用するとともに、各子会社に倫理・法令遵守担当役員(CCO)を設置し、NEXCO 中日本グループ CCO 会議を開催するなど、グループ一体となったコンプライアンスを推進します。

さらに、各子会社においても、コンプライアンスに関する社内相談窓口を設置するとともに、当社が設置する「コンプラ弁護士ホットライン」を利用できるようにし、安心して相談ができる環境を整えます。

監査部は、当社及び当社グループにおけるこれらの取組み状況を監査し、定期的に経営会議に報告します。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査業務を補助するため、監査役室を設置し、法律知識、税務・会計知識、技術関連知識を有する専任のスタッフを必要数配置します。

また、監査を適正に行う上で法律、会計又は技術に関する高度な知識・能力等を特に必要とする場合にあっては、弁護士、公認会計士等の専門家を活用できるものとします。

監査役スタッフは、特段の理由がない限り監査役直属であり、監査役の指揮命令に服するものとします。また、その人事異動、人事評価、懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を必要とするものとします。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、重要な施策の決定、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、内部監査の実施状況並びに「コンプラホットライン」及び「コンプラ弁護士ホットライン」の運営状況等について、定期又は臨時に監査役へ報告します。

子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、コンプライアンスに関する相談窓口の運営状況等について、定期又は臨時に監査役へ報告します。

また、監査役が、当社及び当社グループの重要会議に適宜出席できるようにするとともに、重要な決裁・報告等の重要書類を随時閲覧できるようにします。

⑨監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び各子会社は、監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしません。

そして、上司又はコンプライアンスに関する相談窓口に通報・相談を行った者がそのことを理由として不利益を受けることはない旨を規程に定めることなどにより、実効性を確保します。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行上必要な費用について、監査役会があらかじめ予算を計上できるようにするとともに、緊急に支出を要した費用については、事後、会社に求償することができるようにします。

①その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役その他の取締役との間で、定期に意見交換を行います。特に、監査役の選任について、監査役会の有する提案権や同意権を尊重し、監査役と代表取締役との間で意見交換できる体制を整えます。

また、監査役と監査部及び会計監査人並びに子会社の監査役が緊密な連携を図れるよう定期に意見交換を行います。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりです。

なお、本方針に基づく適正な業務執行体制が確保されているか確認を行うため、毎年定期的に取り締役に業務の実施状況を報告しています。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」その他コンプライアンスに関する規程類は、取締役をはじめ、すべての役員及び社員が常時閲覧可能となっています。また、NEXCO 中日本グループ CCO 会議を開催し、グループ一体となったコンプライアンスの推進を図っています。

・人事・倫理委員会を開催し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備等について審議しています。

・取締役会を定期に開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、会社経営に重大な影響を及ぼす事案等について、テーマごとに業務の執行状況を報告しています。

・入札監視委員会を開催し、契約手続の透明性・公正性の向上に努めています。

・「中日本高速道路株式会社発注者綱紀保持細則」を制定し、契約手続の適正化に努めています。

・「風通しの良い職場づくり(スマイル・コンプライアンス)行動計画」を策定し、会社のコンプライアンスの強化に努めています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会の議事録等取締役の職務執行に係る文書等は、「中日本高速道路株式会社文書管理規則」に基づき適正に保存及び管理をしています。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「中日本高速道路株式会社リスクマネジメント規程」に基づきリスクマネジメント委員会を開催し、経営施策とそれらに紐づくリスクの一元的なモニタリングを行っています。
- ・「中日本高速道路株式会社防災業務要領」や「中日本高速道路株式会社業務継続計画（BCP）」の適時適切な見直し等により、道路事業リスクに関する危機管理体制を強化しています。また、「安全性向上への5つの取組み方針」に基づく施策の実施にあたり、総合安全推進部を事務局とする安全性向上有識者会議を開催し、安全性向上に対する専門知識や実務経験が豊富な外部有識者の意見を求め、当該施策を着実に推進させるとともに、経営陣による安全に関するメッセージの発信、各職場における安全討議の実施等により、安全を最優先とする企業文化の構築を図っています。
- ・メールシステム等の各種システムについては災害耐性の強化のため、クラウドサービスへの移行を進めています。
- ・情報セキュリティ対策規程に基づき、「NEXCO 中日本 CSIRT 体制」を確立しています。
- ・外部からの脅威に対応するため、監視体制等を強化しています。また国・関係機関などと連携し、サイバーテロ対策に取り組んでいます。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会及び経営会議を定期に開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、会社経営に重大な影響を及ぼす事案等について、テーマごとに業務の執行状況を報告しています。
- ・「中日本高速道路株式会社職務権限・責任規程」を制定し、職務の執行に関する権限と責任を明確にしています。
- ・「中日本高速道路株式会社組織規程」を制定し、本社及び支社の所掌事務を明確に区分し、的確な業務の執行の体制を整備しています。
- ・グループ全体の経営方針の討議・共有の場として当社及びグループ会社においてグループ戦略会議を開催し、その成果を経営計画等に反映させています。また、「グループ会社業績評価実施要領」を制定し、業績評価の実施に関して必要な事項を定めています。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」その他コンプライアンスに関する規程類は、取締役をはじめ、すべての役員及び社員が常時閲覧可能となっています。また、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、社内研修等を実施しています。
- ・「コンプラホットライン」や「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えています。
- ・「中日本高速道路株式会社発注者綱紀保持細則」を制定し、契約手続の適正化に努めています。

・「風通しの良い職場づくり(スマイル・コンプライアンス)行動計画」を策定し、会社のコンプライアンスの強化に努めています。

⑥当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・グループ全体の経営方針の討議・共有の場として当社及びグループ会社においてグループ戦略会議を開催し、その成果を経営計画等に反映させています。

・「グループ会社業績評価実施要領」を制定し、業績評価の実施に関して必要な事項を定めています。

・「中日本高速道路株式会社グループ会社管理規程」に基づき、子会社の自律的な経営を促しつつ、子会社の経営上重要な事項については当社の事前承認又は当社への報告を求めることにより、グループ全体のガバナンスを強化しています。

・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を子会社にも適用し、また、NEXCO 中日本グループ CCO 会議を開催し、グループ一体となったコンプライアンスの推進を図っています。

・監査部は、当社及びグループ会社の監査結果を経営会議に報告しています。

・「NEXCO 中日本 CSIRT 体制」をグループ一体で確立し、グループ全体のセキュリティを強化しています。

・「情報セキュリティ事故等対応マニュアル」を作成し、情報セキュリティ事故等の対応手順をグループ全体で共有・運用しています。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・専任の監査役スタッフを配置し、監査役の業務をサポートしています。また、弁護士等の専門家を活用し、監査を適正に行うことに努めています。

・監査役スタッフの人事異動、人事評価及び懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を要件とし、独立性を確保しています。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

・当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプラホットライン」及び「コンプラ弁護士ホットライン」の運営状況等について、監査役に定期又は随時報告しています。

・取締役会、経営会議、グループ戦略会議等の当社及び当社グループの重要会議に監査役が出席することを関係規程類に定めるなどしています。

・「中日本高速道路株式会社文書管理規則」に基づき、監査役が重要書類を閲覧できるようにしています。

⑨監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社及び各子会社は、監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしていません。
- ・上司又はコンプライアンスに関する相談窓口に通報・相談を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることはない旨をグループ各社の倫理行動規準に規定し、不利益な取扱いをしていません。

⑩監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役職務の執行上必要な費用を監査役会があらかじめ予算計上できるようにするとともに、緊急に支出を要した費用については、事後、会社に求償できるようにしています。

⑪その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役と取締役、監査部及び会計監査人との定期的な意見交換を行っています。また、グループ監査役連絡会を開催し、監査役と子会社の監査役との意見交換を行っています。

7.株式会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

8.その他株式会社の状況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

(注) 本事業報告に記載の金額及び比率については、特段の記載がない限り、金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ記載しています。

貸借対照表

2020年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
(資産の部)		
I 流動資産		
現金及び預金		131,392
高速道路事業営業未収入金		85,135
未収入金		30,728
短期貸付金		2
仕掛道路資産		1,002,880
商品		534
原材料		660
貯蔵品		594
受託業務前払金		12,420
前払金		1,310
前払費用		518
その他		50,019
貸倒引当金		<u>△ 11</u>
流動資産合計		1,316,185
II 固定資産		
A 高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	2,326	
減価償却累計額	<u>△ 1,160</u>	1,166
構築物	49,090	
減価償却累計額	<u>△ 12,694</u>	36,396
機械及び装置	108,409	
減価償却累計額	<u>△ 68,359</u>	40,049
車両運搬具	38,121	
減価償却累計額	<u>△ 27,504</u>	10,616
工具、器具及び備品	7,318	
減価償却累計額	<u>△ 5,149</u>	2,169
土地		228
建設仮勘定		<u>2,483</u>
無形固定資産		<u>4,110</u>
		97,220
B 関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	45,289	
減価償却累計額	<u>△ 19,560</u>	25,729
構築物	10,956	
減価償却累計額	<u>△ 6,078</u>	4,877
機械及び装置	2,961	
減価償却累計額	<u>△ 1,970</u>	991
工具、器具及び備品	569	
減価償却累計額	<u>△ 392</u>	176
土地		109,645
建設仮勘定		<u>1,144</u>
無形固定資産		<u>449</u>
		143,014
C 各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	12,083	
減価償却累計額	<u>△ 5,745</u>	6,337
構築物	1,258	
減価償却累計額	<u>△ 790</u>	467
機械及び装置	36	
減価償却累計額	<u>△ 15</u>	21
車両運搬具	7	
減価償却累計額	<u>△ 7</u>	0
工具、器具及び備品	3,569	
減価償却累計額	<u>△ 2,613</u>	955
土地		6,305
リース資産	1,799	
減価償却累計額	<u>△ 317</u>	1,481
建設仮勘定		<u>499</u>
無形固定資産		<u>16,068</u>
		28,456

科 目	金 額		
D その他の固定資産			
有形固定資産			
建物	46		
減価償却累計額	△ 46	0	
構築物	8		
減価償却累計額	△ 8	0	
工具、器具及び備品	2		
減価償却累計額	△ 2	0	
土地		575	575
E 投資その他の資産			
関係会社株式		8,378	
投資有価証券		51	
関係会社出資金		0	
長期貸付金		53	
長期前払費用		2,403	
繰延税金資産		1,490	
その他		1,394	
貸倒引当金		△ 68	13,702
固定資産合計			282,969
III 繰延資産			
道路建設関係社債発行費		1,240	
繰延資産合計			1,240
資 産 合 計			<u>1,600,395</u>
 (負債の部)			
I 流動負債			
高速道路事業営業未払金		197,890	
1年以内返済予定長期借入金		31	
1年以内償還予定社債		92,484	
リース債務		169	
未払金		18,731	
未払費用		460	
未払法人税等		2,101	
預り連絡料金		2,973	
預り金		33,782	
受託業務前受金		22,497	
前受金		209	
前受収益		354	
賞与引当金		1,404	
その他		5,912	
流動負債合計			379,002
II 固定負債			
道路建設関係社債		842,047	
道路建設関係長期借入金		88,795	
その他の長期借入金		6	
リース債務		1,455	
受入保証金		17,901	
退職給付引当金		39,358	
役員退職慰労引当金		84	
ETCマイレージサービス引当金		8,025	
その他		513	
固定負債合計			998,189
負 債 合 計			<u>1,377,192</u>

科 目	金 額	
(純資産の部)		
I 株主資本		
資本金		65,000
資本剰余金		
資本準備金	65,000	
その他資本剰余金	6,650	
資本剰余金合計	<u>6,650</u>	71,650
利益剰余金		
その他利益剰余金		
高速道路事業積立金	19,854	
跨道橋耐震対策積立金	4,200	
安全対策・サービス高度化積立金	21,008	
固定資産圧縮積立金	385	
別途積立金	32,211	
繰越利益剰余金	8,895	
利益剰余金合計	<u>86,554</u>	86,554
株主資本合計		<u>223,205</u>
II 評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		<u>△ 1</u>
評価・換算差額等合計		<u>△ 1</u>
純 資 産 合 計		<u>223,203</u>
負債純資産合計		<u>1,600,395</u>

損 益 計 算 書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 高速道路事業営業損益		
1 営業収益		
料金収入	689,797	
道路資産完成高	264,038	
受託業務収入	1	
その他の売上高	746	
	954,583	
2 営業費用		
道路資産賃借料	491,523	
道路資産完成原価	264,038	
管理費用	191,025	
受託業務費用	1	
	946,589	
高速道路事業営業利益		7,994
II 関連事業営業損益		
1 営業収益		
受託業務収入	36,735	
休憩所等事業収入	13,376	
不動産賃貸収入	67	
その他の事業収入	1,719	
	51,899	
2 営業費用		
受託業務費用	36,782	
休憩所等事業費	11,491	
不動産賃貸費用	29	
その他の事業費用	2,092	
	50,396	
関連事業営業利益		1,503
全事業営業利益		9,497
III 営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	1,094	
物品売却益	0	
土地物件貸付料	186	
固定資産受贈益	569	
雑収入	250	
	2,101	
IV 営業外費用		
支払利息	21	
物品売却損	13	
雑損失	6	
	41	
経常利益		11,557
V 特別利益		
固定資産売却益	88	
	88	
VI 特別損失		
固定資産売却損	30	
固定資産除却損	201	
減損損失	161	
	394	
税引前当期純利益		11,252
法人税、住民税及び事業税	3,140	
法人税等調整額	△ 378	
当期純利益		8,490

株主資本等変動計算書
2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2019年4月1日 期首残高	65,000	65,000	6,650	71,650
事業年度中の変動額				
高速道路事業積立金の積立				
跨道橋耐震対策積立金の積立				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
当期純利益				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
2020年3月31日 期末残高	65,000	65,000	6,650	71,650

	株主資本							
	利益剰余金							株主資本合計
	その他利益剰余金						利益剰余金合計	
	高速道路事業積立金	跨道橋耐震対策積立金	安全対策・サービス高度化積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
2019年4月1日 期首残高	14,792	3,000	21,008	398	31,160	7,703	78,063	214,714
事業年度中の変動額								
高速道路事業積立金の積立	5,061					△ 5,061	—	—
跨道橋耐震対策積立金の積立		1,200				△ 1,200	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩				△ 13		13	—	—
別途積立金の積立					1,050	△ 1,050	—	—
当期純利益						8,490	8,490	8,490
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	5,061	1,200	—	△ 13	1,050	1,192	8,490	8,490
2020年3月31日 期末残高	19,854	4,200	21,008	385	32,211	8,895	86,554	223,205

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2019年4月1日 首残高	—	—	214,714
事業年度中の変動額			
高速道路事業積立金の 積立			—
跨道橋耐震対策積立金の 積立			—
固定資産圧縮積立金の 取崩			—
別途積立金の積立			—
当期純利益			8,490
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△ 1	△ 1	△ 1
事業年度中の変動額合計	△ 1	△ 1	8,488
2020年3月31日 期末残高	△ 1	△ 1	223,203

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

一 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっております。
- ② 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- ③ その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 仕掛道路資産
個別法による原価法によっております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
- ② 商品
主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- ③ 原材料、貯蔵品
主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

二 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～50年
構築物	8年～60年
機械及び装置	5年～17年

また、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

- ① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

三 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) ETC マイレージサービス引当金

ETC マイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

四 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、2009年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債

③ ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

① 前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「違約金収入」（当事業年度10百万円）は、重要性が乏しくなったため、「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示しております。

② 前事業年度まで「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示しておりました「固定資産受贈益」は、重要性が増したため、独立掲記しております。

なお、前事業年度における「固定資産受贈益」の金額は、37百万円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

一 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

① 道路建設関係社債 934,531百万円（額面額934,531百万円）

② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 1,361,307百万円

なお、上記の他、「投資有価証券」51百万円、「投資その他の資産 その他」18百万円を担保に供しております。

二 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第 16 条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	511,000 百万円
西日本高速道路㈱	8 百万円
合 計	511,008 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 1,395,307 百万円

なお、上記引渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が 280,239 百万円(額面額)減少しております。

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,575 百万円
長期金銭債権	133 百万円
短期金銭債務	72,276 百万円
長期金銭債務	3,682 百万円

四 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

高速道路事業固定資産	
機械及び装置	3 百万円
車両運搬具	27 百万円
関連事業固定資産	
建物	8 百万円
構築物	27 百万円
機械及び装置	186 百万円
合 計	253 百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

 営業収益 13,279 百万円

 営業費用 154,493 百万円

営業取引以外の取引による取引高 10,945 百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

 普通株式 130,000,000 株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	24 百万円
賞与引当金	429 百万円
退職給付引当金	12,047 百万円
ETC マイレージサービス引当金	2,456 百万円
その他	2,978 百万円
繰延税金資産小計	17,937 百万円
評価性引当額	△ 16,188 百万円
繰延税金資産合計	1,749 百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△ 169 百万円
その他	△ 88 百万円
繰延税金負債合計	△ 258 百万円
繰延税金資産の純額	1,490 百万円

7. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

1 年内	453,277 百万円
1 年超	15,626,484 百万円
合 計	16,079,761 百万円

- (注) 1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。
- ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入ー加算基準額)が加算されることとなっております。
- また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額ー実績料金収入)が減算されることとなっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

一 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(会社等)が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払(注1)	491,523	高速道路事業営業未払金	78,718
			道路資産、債務の引渡し及び借入金の連帯債務	道路資産完成高(注1)	264,038	高速道路事業営業未収入金	29,305
				債務の引渡し及び債務保証(注2)	280,239	—	—
			借入金の連帯債務	債務保証(注3)	511,000	—	—
				債務保証(注4)	1,115,068	—	—

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との間で協議の上、協定を締結しております。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について(独)日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、前事業年度までに引き渡した債務について(独)日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

9. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,716.94円
一株当たり当期純利益金額	65.31円

10. 重要な後発事象に関する注記

(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第 83 回社債
発行総額	金 1,000 億円
利率	年 0.040 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	2020 年 4 月 20 日
償還期日	2023 年 4 月 20 日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受けがなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

連 結 貸 借 対 照 表

2020年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
(資産の部)		
I 流動資産		
1. 現金及び預金		135,908
2. 高速道路事業営業未収入金		85,131
3. 未収入金		32,125
4. 有価証券		200
5. 仕掛道路資産		1,001,184
6. たな卸資産		4,167
7. その他		65,844
貸倒引当金		<u>△13</u>
流動資産合計		1,324,548
II 固定資産		
1. 有形固定資産		
(1) 建物	71,068	
減価償却累計額	<u>△31,024</u>	40,043
(2) 構築物	64,844	
減価償却累計額	<u>△21,212</u>	43,632
(3) 機械及び装置	112,265	
減価償却累計額	<u>△70,763</u>	41,502
(4) 車両運搬具	41,130	
減価償却累計額	<u>△29,341</u>	11,788
(5) 工具、器具及び備品	17,550	
減価償却累計額	<u>△12,160</u>	5,390
(6) 土地		120,441
(7) リース資産	5,882	
減価償却累計額	<u>△1,683</u>	4,199
(8) 建設仮勘定		<u>4,552</u>
有形固定資産合計		271,552
2. 無形固定資産		18,621
3. 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券		6,340
(2) 繰延税金資産		5,999
(3) 退職給付に係る資産		544
(4) その他		5,009
貸倒引当金		<u>△84</u>
投資その他の資産合計		<u>17,810</u>
固定資産合計		307,983
III 繰延資産		
道路建設関係社債発行費		<u>1,240</u>
繰延資産合計		<u>1,240</u>
資 産 合 計		<u>1,633,772</u>
(負債の部)		
I 流動負債		
1. 高速道路事業営業未払金		166,177
2. 1年以内返済予定長期借入金		131
3. 1年以内償還予定社債		92,484
4. 未払金		42,450
5. 未払法人税等		2,941
6. 賞与引当金		3,879
7. その他		<u>34,422</u>
流動負債合計		342,487
II 固定負債		
1. 道路建設関係社債		842,047
2. 道路建設関係長期借入金		88,795
3. 長期借入金		431
4. 役員退職慰労引当金		236
5. ETCマイレージサービス引当金		8,025
6. 退職給付に係る負債		63,679
7. その他		<u>32,575</u>
固定負債合計		<u>1,035,791</u>
負 債 合 計		<u>1,378,279</u>

科 目	金 額	
(純資産の部)		
I 株主資本		
1. 資本金	65,000	
2. 資本剰余金	73,011	
3. 利益剰余金	129,811	
株主資本合計		267,823
II その他の包括利益累計額		
1. その他有価証券評価差額金	29	
2. 為替換算調整勘定	4	
3. 退職給付に係る調整累計額	△12,364	
その他の包括利益累計額合計		△12,329
純 資 産 合 計		255,493
負債純資産合計		1,633,772

連結損益計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 営業収益	1,031,407	
II 営業費用		
1. 道路資産賃借料	491,523	
2. 高速道路等事業管理費及び売上原価	445,493	
3. 販売費及び一般管理費	80,044	
	1,017,062	
営業利益		14,345
III 営業外収益		
1. 受取利息	4	
2. 土地物件貸付料	196	
3. 負ののれん償却額	342	
4. 持分法による投資利益	581	
5. 固定資産受贈益	569	
6. その他	366	
	366	2,061
IV 営業外費用		
1. 支払利息	43	
2. 物品売却損	16	
3. その他	23	
	23	82
経常利益		16,323
V 特別利益		
1. 固定資産売却益	92	
2. 投資有価証券売却益	19	
3. その他	4	
	4	116
VI 特別損失		
1. 固定資産売却損	30	
2. 固定資産除却損	307	
3. 減損損失	170	
4. その他	9	
	9	518
税金等調整前当期純利益		15,921
法人税、住民税及び事業税	4,966	
法人税等調整額	△272	
当期純利益		11,227
非支配株主に帰属する当期純利益		59
親会社株主に帰属する当期純利益		11,167

連結株主資本等変動計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2019年4月1日 期首残高	65,000	72,680	118,643	256,323
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			11,167	11,167
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		331		331
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	-	331	11,167	11,499
2020年3月31日 期末残高	65,000	73,011	129,811	267,823

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
2019年4月1日 期首残高	18	-	△12,418	△12,399	815	244,740
連結会計年度中の変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益						11,167
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						331
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	11	4	53	69	△815	△745
連結会計年度中の変動額合計	11	4	53	69	△815	10,753
2020年3月31日 期末残高	29	4	△12,364	△12,329	-	255,493

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 27 社
- ・連結子会社の名称 中日本エクスシス㈱、中日本エクストール横浜㈱、中日本エクストール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・パトロール東京㈱、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱、NEXCO 中日本サービス㈱、中日本高速技術マーケティング㈱、(同)NEXCO 中日本インベストメント、NEXCO Highway Solutions of America Inc.、NEXCO-CENTRAL Philippines Inc.、中日本ハイウェイ・リテール横浜㈱、中日本ハイウェイ・リテール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・アドバンス㈱、艾客思国際股份有限公司、中日本ロード・メンテナンス東京㈱、中日本ロード・メンテナンス東海㈱、中日本ロード・メンテナンス中部㈱、中日本ロード・メンテナンス金沢㈱、中日本高速オートサービス㈱、NEXCO 中日本開発㈱、箱根ターンパイク㈱

NEXCO Highway Solutions of America Inc.及びNEXCO-CENTRAL Philippines Inc.については、当社の出資により設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

艾客思国際股份有限公司については、当社の子会社である中日本エクスシス㈱の出資により設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において、連結子会社でありました中日本ロード・メンテナンス静岡㈱は、2019年12月1日付で、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱を存続会社、中日本ロード・メンテナンス静岡㈱を消滅会社とする吸収合併により、中日本ロード・メンテナンス静岡㈱が消滅したため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

- ・持分法適用の関連会社の数 9 社
- ・会社の名称 北陸高速道路ターミナル㈱、(株)NEXCO システムズ、(株)高速道路総合技術研究所、(株)NEXCO 保険サービス、ハイウェイ・ツール・システム㈱、日本高速道路インターナショナル㈱、中日本ファームすずなり㈱、中日本施設管理㈱、(株)デーロス・ジャパン

② 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

③ 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表又は仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

- ・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

- ・商品、製品、仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

- ・原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～50年

構築物 3年～60年

機械及び装置 4年～17年

また、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

ニ. ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

- ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- イ. 繰延資産の処理方法
- 道路建設関係社債発行費
社債の償還期限までの期間で均等償却しております。
- ロ. 退職給付に係る会計処理の方法
- ア. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- イ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により費用処理しております。
ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。
- ウ. 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- エ. 重要な収益及び費用の計上基準
- 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。
また、受託業務収入に係る工事契約については、当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。
なお、2009年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- オ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- カ. 重要なヘッジ会計の方法
- ア. ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。
- イ. ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：通貨スワップ、金利スワップ
ヘッジ対象：外貨建社債
- ウ. ヘッジ方針
主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
- エ. ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。
- ク. のれんの償却方法及び償却期間
のれん及び2010年3月31日以前に発生した負ののれんは、効果の発現期間が見積もり可能なものはその期間とし、それ以外については、5年間の償却としております。ただし、金額が僅少なものは、発生年度に全額償却しております。
- コ. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(5) 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

- ① 前連結会計年度まで、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産受贈益」は、金額的重要性が増したため、独立掲記しております。なお、前連結会計年度における「固定資産受贈益」の金額は37百万円です。
- ② 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「違約金収入」(当連結会計年度22百万円)は、重要性が乏しくなったため、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。
- ③ 前連結会計年度まで、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「物品売却損」は、金額的重要性が増したため、独立掲記しております。なお、前連結会計年度における「物品売却損」の金額は3百万円です。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

- ① 道路建設関係社債 934,531百万円(額面額934,531百万円)
- ② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 1,361,307百万円
なお、上記の他、「現金及び預金」3百万円、「投資有価証券」51百万円、「投資その他の資産 その他」33百万円を担保にしております。

(2) 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- ① 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	511,000百万円
西日本高速道路株式会社	8百万円
合 計	511,008百万円

- ② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 1,395,307百万円

なお、上記引渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が280,239百万円(額面額)減少しております。

(3) 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

建物	45百万円
構築物	27百万円
機械及び装置	190百万円
車両運搬具	27百万円
合 計	291百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式 130,000,000 株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については社債及び借入金による方針であり、調達実績における償還期間はいずれも10年以内となっております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

高速道路事業営業未収入金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク並びに市場価格の変動リスクに晒されております。

高速道路事業営業未払金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、当社が民営化に伴い日本道路公団から承継したものと及び会社資産の設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

道路建設関係長期借入金及び道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金であります。変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

外貨建社債については、為替変動リスク及び金利変動リスクに晒されており、社債発行時に、通貨スワップ及び金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には、通貨スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である社債に振当処理を行っているものと及び金利スワップ取引をヘッジ手段として、特例処理を行っているものがあります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

高速道路事業営業未収入金及び未収入金については、各部署が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制となっております。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、社内規程に基づき格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

道路建設関係長期借入金のうち、変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部に一定の条件下で繰上償還ができる旨の条項を盛り込む等して管理しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、社内規程に基づき、確定利回りの商品に限定する、外貨建てのものを禁止する等して市場リスクを管理しております。

外貨建社債は、為替変動リスク及び金利変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が定期的に資金計画及び資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

ニ. デリバティブ取引

デリバティブ取引は、当社グループの内規に基づき、リスク回避の目的以外のものを禁止しており、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれていません。(注2)参照

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	135,908	135,908	—
(2)高速道路事業営業未収入金	85,131	85,131	—
(3)未収入金	32,125	32,125	—
(4)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	300	303	3
②その他有価証券	208	208	—
資産計	253,674	253,678	3
(1)高速道路事業営業未払金	166,177	166,177	—
(2)未払金	42,450	42,450	—
(3)未払法人税等	2,941	2,941	—
(4)道路建設関係社債（1年以内に償還予定の道路建設 関係社債を含む）	934,531	933,684	△846
(5)道路建設関係長期借入金（1年以内に返済予定の道 路建設関係長期借入金を含む）	88,826	88,827	0
(6)長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含 む）	531	531	—
負債計	1,235,459	1,234,613	△846

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。また、満期のある預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2)高速道路事業営業未収入金及び(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)有価証券及び投資有価証券

満期保有目的の債券及びその他有価証券については、取引所の価格によっております。

負 債

(1)高速道路事業営業未払金、(2)未払金及び(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)道路建設関係社債（1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む）

主として市場価格に基づき算定しております。

(5)道路建設関係長期借入金（1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む）及び(6)長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

通貨スワップの振当処理によるもの及び金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	6,031

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、高速道路のサービスエリア、パーキングエリア（以下「サービスエリア等」と言います。）において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設、賃貸用敷地を所有しております。

一部のサービスエリア等については、連結子会社中日本エクシス(株)が当社から賃貸商業施設を借り受け、その一部を当社グループ外のテナントに転貸借をしているとともに、それ以外の場所については、連結子会社が小売店、無料休憩所として使用しております。

このため、一部のサービスエリア等は賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	5,271	4,759
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	132,862	103,862

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,965.33円
1株当たり当期純利益金額	85.90円

7. 重要な後発事象に関する注記

(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第83回社債
発行総額	金1,000億円
利率	年0.040パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	2020年4月20日
償還期日	2023年4月20日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受けがなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池田裕之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水谷洋隆 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 都成哲 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池田裕之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水谷洋隆 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 都成哲 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人からその構築及び運用の状況について報告を受けました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを立会い等を通じて確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、新型コロナウイルス対策について、感染防止に向けた取組を適切に実施していることを確認しました。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年 6月 8日

中日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 小 山 徹 印

常勤監査役（社外監査役） 寺 田 雅 史 印

社外監査役 白 石 真 澄 印

社外監査役 山 口 千 秋 印

中日本高速道路株式会社 第15回定時株主総会

(決議事項)

- | | | |
|-------|------------|-----|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 | P 1 |
| 第2号議案 | 取締役7名の選任の件 | P 2 |

第1号議案 剰余金の処分の件

当期における剰余金の処分については、次のとおりといたしたく存じます。

高速道路事業に係る利益については、将来の道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるための「高速道路事業積立金」に積み立てたいと存じます。なお、地方公共団体等が管理するロックング橋脚を有する跨道橋の耐震対策のために会社が負担した費用のうち、工事が完了した額を「跨道橋耐震対策積立金」から取り崩して処理することとしたいと存じます。

関連事業に係る利益については、将来投資への備えなど財務基盤強化のために別途積立金として積み立てたいと存じます。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第12条第1項第8号の規定に基づく、会社の経営努力による費用の縮減を助長するための助成金に係る利益については、繰越利益剰余金といたしたく存じます。

【剰余金の処分に関する事項】

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

高速道路事業積立金	9,111,821,933 円
別途積立金	1,164,011,572 円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

跨道橋耐震対策積立金	1,804,788,429 円
繰越利益剰余金	8,471,045,076 円

(注) 安全対策・サービス高度化積立金の取崩しを行う場合は取締役会の決議によります。

第2号議案 取締役7名の選任の件

取締役全員7名は、第15回定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	たねむら ひとし 種村 均 (昭和23年3月27日生)	昭和46年4月 日本陶器株式会社(現株式会社ノリタケカンパニーリミテド)入社 平成12年6月 株式会社ノリタケカンパニーリミテド 取締役 財務部長 平成15年4月 同 取締役 総務部・人事部担当、財務部長 平成16年4月 同 常務取締役 総務部・人事部・財務部 担当 平成16年6月 同 常務取締役 Noritake Co., Inc.(米国)取締役社長 平成18年4月 同 専務取締役 Noritake Co., Inc.(米国)取締役社長 平成19年6月 同 取締役副社長 社長補佐、管理部門統括 平成20年4月 同 代表取締役 副社長 社長補佐 平成20年6月 同 代表取締役 社長 平成25年6月 同 代表取締役 会長 平成30年6月 同 相談役(現)	0株
2	みやいけ よしひと 宮池 克人 (昭和21年9月5日生)	昭和46年4月 中部電力株式会社入社 平成13年6月 同 取締役 土木建築部長 平成15年6月 同 取締役 発電本部土木建築部長 平成17年6月 同 常務取締役執行役員 情報システム部統括、環境・立地本部長 平成19年6月 同 代表取締役副社長執行役員 資材部分担、情報システム部統括、 環境・立地本部長 平成20年6月 同 代表取締役副社長執行役員 情報システム部統括、環境・立地本部長 平成23年6月 同 代表取締役副社長執行役員 情報システム部統括、発電本部長 平成25年6月 同 顧問 平成26年6月 当社代表取締役社長 CEO兼COO(現) 平成31年4月 中部電力株式会社 特別嘱託(現)	0株
3	ますだ ゆういち 増田 優一 (昭和26年11月27日生)	昭和50年4月 建設省(現国土交通省)入省 平成16年7月 国土交通省道路局次長 平成18年7月 内閣府政策統括官(防災担当) 平成19年7月 国土交通省都市・地域整備局長 平成20年7月 同省大臣官房長 平成21年7月 同省総合政策局長 平成22年8月 国土交通審議官 平成25年8月 国土交通事務次官 平成26年7月 国土交通省顧問 平成26年12月 東京海上日動火災保険株式会社 顧問 平成28年6月 当社代表取締役専務執行役員 総務本部長 兼 倫理・法令遵守担当(CCO)兼グループCCO 同 代表取締役副社長執行役員 総務本部長 兼 倫理・法令遵守担当(CCO)兼グループCCO(現)	0株
4	ふじい もとお 藤井 元生 (昭和34年1月1日生)	昭和58年4月 建設省(現国土交通省)入省 平成23年7月 同 北海道局地政課長 平成25年8月 名古屋高速道路公社副理事長 平成27年7月 国土交通省九州地方整備局副局長 平成28年10月 株式会社建設資源広域利用センター常務取締役 平成30年6月 当社取締役常務執行役員 技術・建設本部長(現)	0株
5	げじま りょういち 源島 良一 (昭和35年2月8日生)	昭和59年4月 日本道路公団 入社 平成24年10月 当社 建設事業本部 事業調整担当部長 平成26年1月 同 執行役員 金沢支社長 平成28年6月 同 執行役員 東京支社長 兼 東京オリンピック・パラリンピック担当 同 取締役常務執行役員 保全企画本部長(現)	0株
6	ぬのめ ひろし 布目 弘司 (昭和32年7月23日生)	昭和57年4月 日本道路公団入社 平成25年9月 当社 企画本部 経営企画部 グループ管理担当部長 平成26年6月 同 総務本部 経理部長 平成28年6月 同 執行役員 総務本部 人事部長 平成30年6月 同 取締役常務執行役員 関連事業本部長(現)	0株
7	こんどう きよひさ 近藤 清久 (昭和34年2月10日生)	昭和59年4月 日本道路公団入社 平成23年7月 当社 関連事業本部 担当部長 平成24年7月 同 企画本部 経営企画部長 平成27年6月 同 執行役員 名古屋支社長 平成30年6月 同 常務執行役員 名古屋支社長 令和元年6月 同 取締役常務執行役員 経営企画本部長 兼 情報セキュリティ統括担当(CISO)兼グループCISO(現)	0株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 種村均氏は、会社法第2条第15号に定めのある社外取締役候補者です。
3. 候補者種村均氏は、株式会社ノリタケカンパニーリミテド代表取締役副社長、代表取締役社長、代表取締役会長などを歴任されたことにより培われた豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外取締役に適任であると判断し、新たに選任をお願いするものであります。
4. 候補者種村均氏の選任が承認された場合、当社は、種村均氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします